

令和元年度 第1回 吉野川学識者会議

開催日時：令和元年10月28日（月）

10:00～12:00

開催場所：あわぎんホール 4階大会議室

議事次第

1. 開会

2. 開会挨拶

3. 委員紹介

4. 議事

1) 吉野川総合内水緊急対策事業の事後評価について

2) 吉野川総合水系環境整備事業の再評価について

3) 河川整備計画進捗状況について

5. その他

6. 閉会挨拶

7. 閉会

吉野川学識者会議委員名簿

【五十音順・敬称略】

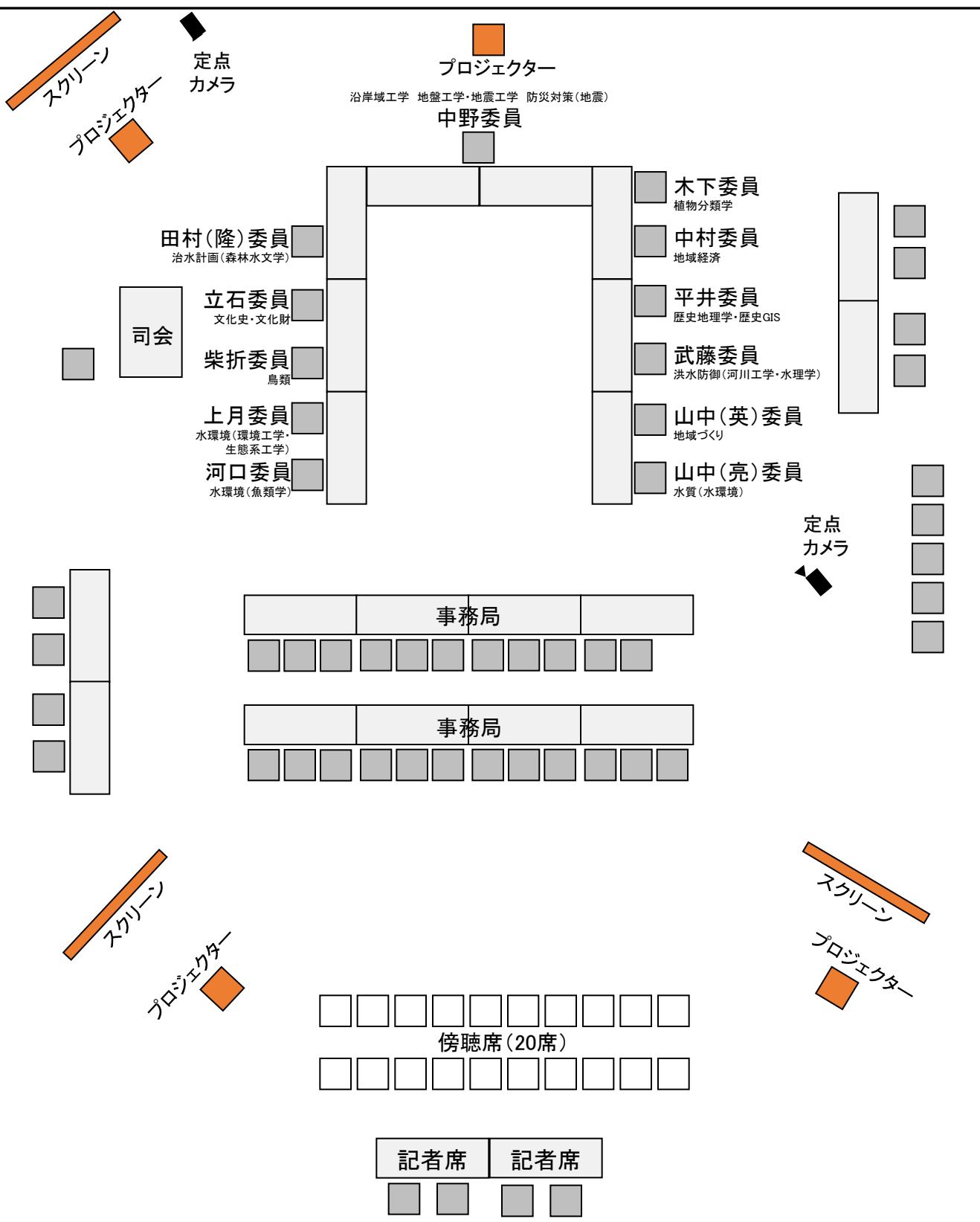
| 氏名 | 専門分野 | 所属 |
|-------|--------------------------------|-------------------|
| 角道 弘文 | 農業水利 | 香川大学工学部 教授 |
| 鎌田 磨人 | 生態系管理（生態学） | 徳島大学大学院 教授 |
| 河口 洋一 | 魚類学 | 徳島大学大学院 准教授 |
| 木下 覚 | 植物分類学 | 徳島県植物研究会 顧問 |
| 上月 康則 | 水環境 (環境工学・生態系工学) | 徳島大学環境防災研究センター 教授 |
| 柴折 史昭 | 鳥類 | 徳島希少鳥類研究会 事務局長 |
| 立石 恵嗣 | 文化史・文化財 | 石井町文化財保護審議会 会長 |
| 田中 俊夫 | 地域福祉 | 徳島大学人と地域共創センター 教授 |
| 田村 隆雄 | 治水計画 (森林水文学) | 徳島大学大学院 准教授 |
| 田村 典子 | 児童教育 | 四国大学生活科学部 教授 |
| 中野 晋 | 沿岸域工学 地盤工学・地震工学 防災対策（地震） | 徳島大学環境防災研究センター 教授 |
| 中村 昌宏 | 地域経済 | 元徳島文理大学総合政策学部 学部長 |
| 平井 松午 | 歴史地理学・歴史GIS | 徳島大学大学院 教授 |
| 武藤 裕則 | 洪水防御 (河川工学・水理学) | 徳島大学大学院 教授 |
| 山中 英生 | 地域づくり | 徳島大学大学院 教授 |
| 山中 亮一 | 水質（水環境） | 徳島大学環境防災研究センター 講師 |

令和元年度 第1回 吉野川学識者会議 配席図

日時: 令和元年10月28日(月) 10:00~12:00

場所: あわぎんホール 大会議室

スクリーン



国四整訓第7号

吉野川学識者会議運営規約を次に定める。

平成27年5月1日

四国地方整備局長



吉野川学識者会議運営規約

改正 平成31年4月18日 四国地方整備局訓令第9号

(趣旨)

第1条 「吉野川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について四国地方整備局長（以下、「局長」という。）に意見を述べるため四国地方整備局に吉野川学識者会議（以下、「学識者会議」という。）を置く。

- 一 吉野川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）の策定、変更
- 二 河川整備計画の点検
- 三 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - イ 再評価及び事後評価の対象となる事業
 - ロ 計画段階評価の対象となる事業
- 四 その他、河川整備に関する事項

(構成)

第2条 委員は、吉野川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

2 議長は、学識者会議の議事を進行する。

3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

2 事務局員は、四国地方整備局河川部、徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所に属する職員をもって充てるものとする。

3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。

4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場させることができる。

- 一 会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(部会の設置)

第6条 学識者会議は、第1条に掲げる業務を円滑に進めるために、部会を設置することができる。

(情報公開)

第7条 学識者会議は公開で開催し、議事録を公表する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項については局長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

この規約は、平成28年3月14日から施行する。

この規約は、平成28年7月25日から施行する。

この規約は、平成29年5月18日から施行する。

この規約は、平成31年4月18日から施行する。

「吉野川学識者会議」の傍聴者の皆様へ 傍聴にあたってのお願い

(主旨)

学識者会議を円滑に進めるため、傍聴者の皆様には以下の項目についてお願ひします。

(会議の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、20席となっています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言・私語・談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ・資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦許可無く写真やビデオ撮影、録音などをしないで下さい。
 - ⑧会議中は発言できません。
 - ⑨その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退室して下さい。
- 6) 以上のはか、傍聴者は司会、会長及び事務局の指示に従って下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備局

「吉野川学識者会議」 取材にあたってのお願い

(主旨)

学識者会議を円滑に進めるため、記者の皆様には以下の項目についてお願いします。

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道記者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②ビデオ・カメラ等の撮影範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
 - ③携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備局

報道関係撮影可能範囲

